

第一部 明治前期

三段椒 原 村	銅山 村	中瀬 村	床瀬 村	大岡 村	小河 村	八代 村	猪爪 村	中爪 村	谷井 村	奈佐 村	藤井 村	東河 村	水口 村	稲葉 村	万劫 村	山田 村	栗栖 野村
戸長 新免五一郎	椒組 役場	椒組 役場	戸長 細谷孫太夫	所在地 谷村戸長宅	谷組 戸長役場	明治十四年四月より 戸長役場	戸長 今井増平	所在地 中村 (戸長宅)	中村組 戸長役場	明治十三年八月十 二日より	戸長 北村初太郎	戸長 北村初太郎	戸長 北村初太郎	戸長 北村初太郎	戸長 北村初太郎	所在地 大円寺々 農家へ移転	所在地 栗栖野村
	椒組 役場		戸長 長谷川源之助	所在地 藤本太右衛門 部屋	戸長 藤井村	藤井組 戸長役場	所在地 藤井村	藤井組 戸長役場	明治十六年二月 七日より	戸長 北村初太郎	戸長 北村初太郎	戸長 北村初太郎	戸長 北村初太郎	戸長 北村初太郎	戸長 北村初太郎	所在地 栗栖野村	
所在地 椒村	椒村外二カ村 戸長役場		戸長 長谷川源之助	所在地 藤井村	戸長 藤井村	中村外八カ村 戸長役場	中村外八カ村 戸長役場	中村外八カ村 戸長役場									
			戸長 長谷川源之助	所在地 藤井村	戸長 藤井村												

第三章 治安警察と兵制整備

第一節 初期の警察

治安の悪化と物騒な取締

明治初期の警察制度は明治維新の動乱期の中から次第々々に固まって行ったということができる。

慶応四年（一八六八）六月の記録には次のような久美浜御役所（久美浜県庁）よりの布令が載っている。

「近來、しきりに路人を暗殺し、その所持の品を奪い取る趣」

「夜中、無提灯むちようとうの者これあり候はば、見つけ次第捕へるべく候。市中において乱妨らんぼう（暴）いたし候者は、帯刀たいちうの者といえども用捨ようしゃなく召捕へ、万一、手に余り候はば、討果し苦しからず候事」

「近日、新聞紙類しきりに刊行、人心をまどわし候品しな少なからず。官許くわんぎょこれなき分は、御吟味ごぎんみの上、板木いたぎ、製本とも取上げ、以後そむく者は、刊行書林しよりん、頭取かぶどり、売弘うりひろめた者まで処罰すべし」

これらの記事によれば、当時はいかに治安が悪化していたかということが思いやられるし、さらにその対



写真31 豊岡県高札(竹中巖蔵)

策としては、近代的法治国家の体制がととのっていないため、人権の保障が全然なく、「夜間に提灯を持たずに歩いた者は見つけ次第捕縛せよ」とか、「町の中で乱暴した者で、手に負えない者は討ち殺しても構わない」とか頗る粗雑、乱暴な方法が公然と行われた。言論、出版の自由の如きも全くなく、すべて官許であ

ったが、その間にあって「人心をまどわす」「新聞紙類」がしきりに世間に出まわるといった新時代の息吹きも感じられる。

高札制度の変貌

幕府を倒した新政府は、慶応四年(一八六八)三月十五日、旧幕府時代の高札はすみやかに取除き、新しく五枚の高札を

掲せよ、という通達を出している。その五枚の中、三枚は「定札」二枚は「覚

札」という取扱で、「定」は永世不変、「覚」は一時的な取締法を意味していた。

それは次のような内容のものであり、「五榜の掲示」と称された。

定札

第一札 人倫の道を正し、犯罪行為の禁止

第二札 徒党・強訴・逃散の禁止

第三札 キリシタン、邪宗門の禁制

覚札

第四札 王政御一新、開国の趣旨をわきまえ、外国人に対し非行を戒む



写真32 高札(定) (竹中巖蔵)



写真33 高札(定) (竹中巖蔵)

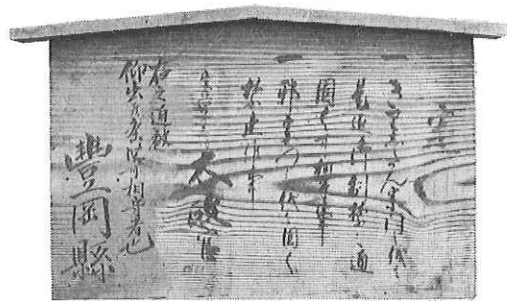


写真34 高札(定) (豊岡市立郷土資料館蔵)

第五札 浮浪の徒の出ることを戒む

高札の制度は、豊岡県の時代まで引きつがれており、明治五年（一八七二）四月の高札が残っているが、それには「火付、盗賊、殺人、質金札犯人など、見聞次第、最寄の役所へ召捕えて差出し、又は通報した者には褒美を与える」旨が記されている。（写真31）

同時に豊岡県では次のような布達をして、定札の統一と徹底を図っている。

「管内制札場へ掲示これあり候御一新以来の定札の義、規則のとおり三札に認め候ものこれあり、または一札に書き縮め候村方も往々少ならず、脇往還辺境わきおうかんへんきょうの村々は、これまで認めしたたのままて置き候て苦しからず、本道筋は庶人の通行も多く、区々の認め方にては不都合に候条、矢張り三札に書き改め申すべく、定高札は永年掲示致し置くべき事に付き、自然風雨のため字章など塗滅候節は、すみやかに認め替えの義願い出るべく候。且つ高札へ県庁とのみ記しあり候分は、すべて豊岡県と相改め、国界あるいは管轄境の村方は、榜示杭を境目に建て置き候様致すべく候。」

しかし、その後まもなく、同年八月には大蔵省から、高札場を破損しても今後修繕には及ばないという指示が出され、翌明治六年（一八七三）二月には、高札制度を廃止する旨の方針が太政官布告で出され、江戸初期以来の伝統のあった高札は取外されることとなった。しかし同時に「布告は総て人民に熟知せしむる為、三十日間便宜の地に掲示」することとなり、布告の効力発生問題から各府県に対する布告到達日限が定められ、豊岡県は布告の日から到着まで十日とされた。この日限は明治十六年（一八八三）には兵庫県は四日に短縮されている。これは交通、通信手段が急速に発達してゆくことを如実に示している。

豊岡藩の目明し、非人番

豊岡藩においては、明治三年（一八七〇）になっても、罪人の処置は旧藩当時のままの制度で運用されていたことが知られており、「非人番」「目明し」などの役人が存在していた。

○首輪を入れ、非人番頭預け申付け置きし処、滞りなく差免さしゆるし候事。

○首輪を入れ、非人番頭預け申付け置きし処、首輪のまま更に村預け申付け候事。

○駄坂村武右衛門を非人番頭の牢に付す。昨夜、足かせを破り、床板をはずし、土台を抜き脱走すと告ぐ。

大いに之を探さしむ。

○八月四日、松尾忠兵衛という目明しが自宅でばくちを開帳し、目明し役取上げの上四十日間入牢を命ぜらる。

などの趣旨の記事が「豊岡藩庁日記」にみえている。

「首輪」や「足かせ」で罪人を牢に入れ、「首輪」のまままで村預けにしたこともあることがわかる。明治維新の以前以後を通じて賭博罪は最も数多い犯罪であった。

警察制度の整備

明治初年ごろの警察制度は転々として朝令暮改されていった。最初は捕亡方と称したが、羅卒・巡羅卒・番人・羅卒と変り、更に、明治八年（一八七五）八月十日太政官達により、

「羅卒を巡查と改め、等級月俸左の通り相定め候条、この旨相達し候事

一等巡查 等外一等 月俸七円

二等巡查 〃 二等 〃 六円

三等巡查 〃 三等 〃 五円

四等巡查 〃 四等 〃 四円」



写真35 江原分署庁舎（後の日高警察署）

と定められて全国一般に巡査が誕生した。巡査は警部の指揮をうけて警察出張所・屯所を本拠とし、持場を分担して警邏する任務を帯びた。（『兵庫県警察史』）

巡査制度発足前に、出石町に豊岡県出石屯所が設置され、出石気多両郡を管轄区域として羅卒が配置されたが、明治十一年（一八七八）には巡査駐在所が、江原・十戸・山田に置かれた。

明治十三年（一八八〇）七月、出石屯所は豊岡警察出石分署と改称され、江原交番所はその所属となった。さらに明治十四年（一八八一）七月十八日、江原交番所は豊岡警察署江原分署と改称され、署員一七名が配置された。明治十六年（一八八三）気多郡費を以て日高村の内江原村四一番地に、庁舎（建坪一五坪）を新築して移転した。

このうち明治三十四年（一九〇一）県費を以て、日高村の内日置村の二一坪の官有地に江原分署が新築された。これは本庁舎（四八坪）、演武場（七坪余）、留置場（二〇坪）、其他附属建物が竣工したもので、翌年一月郡内有志者の醸金約三〇〇円を以て、郡長を始め全但各官衙長三〇〇余名を招待し、盛大な移庁式を挙行了た。

当時における日高町内の巡査駐在所の所在地は、上石・府中新・中・久斗・栗山・芝・栃本・栗栖野の八カ所であった。明治三十五年（一九〇二）十二月、豊岡警察署江原分署は豊岡警察署日高分署

と改称された。明治四十二年（一九〇九）中筋村・八代村は豊岡警察署管轄に編入されたが、大正二年（一九一三）八代村は日高分署の管轄に編入替えとなり日高分署は署員一〇名となった。

警察の機動化

近代的警察制度においては、機動力が極めて重要な要素である。明治時代における警察の機動力としては、馬、人力車、自転車、船舶、などがあげられている。

「兵庫県警察史」によれば、馬については、既に明治二十年（一八八七）ごろ県下各署で乗馬による管内巡視が行われていた。乗馬勤務の巡査には乗馬ズボン、乗馬靴、乗馬用剣などが支給されている。しかし必ずしも常置されてはいなかったようである。

人力車は必要のつど営業用人力車を利用することになっていたが、乱用の傾向があり、毎年多額の赤字を出し、明治三十四年（一九〇一）にはその使用範囲を、上司随行、検証、犯人追跡、内外人交渉事件のほかは緊急の場合に限ると、その使用規則が厳達されたという。

自転車は、明治三十七年（一九〇四）一月に「自転車使用規程」が制定されている。この前後に各署へ自転車が増えつげられた。この規程では、自転車の使用はそのつど署長の承認を受ける必要があり、練習または私事に使用することを禁止している。当時の自転車は現在の自動車以上の貴重品であった。

明治三十九年（一九〇六）における兵庫県一般の自転車総数は二〇〇〇台程度で、しかもその大部分は神戸における一回五銭の貸自転車であった。この時期に警察が機動力として自転車を警察署に配備した意義は大きかった。ちなみにこの年の自動車数は、兵庫県下全体でわずか三台であったという。

船舶については、但馬地方においては、警察専用の船舶というものはなく、必要とされなかった。

警察電話

「兵庫県警察史」によれば、県内の警察電話の第一号は明治十七年（一八八四）に寺家町警察署（現加古川署）と高砂分署（現高砂署）の間に開通したのが最初という。神戸に電話交換局の設置されたのが、大阪と同様明治二十五年（一八九二）のことで、交換の開始つまり開通はその翌年の三月であった。警察電話は近代警察の神経組織であり、一般の電話と比較して遙かに優先して国家的重要性を有しており、その設置と利用が早かった。

明治三十三年（一九〇〇）における警察電話網をみると、但馬地区内においては、生野―和田山―八鹿―出石―豊岡―城崎の各警察を結ぶ一本の警察電話線が架設されていた。当時但馬地区内に存在していた香住、江原、湯村、浜坂の四警察分署は、電話線が未架設である。つまり、電話線は江原をはずれ迂回して、八鹿署から出石署を経て豊岡署へとつながっており、城崎分署が終点であった。

警察電話の中枢は兵庫県庁内の兵庫県警察部に集中しており、明治三十八年（一九〇五）制定の「電話通報取扱心得」によれば、但馬一円の各署、分署の報告は、生野分署にまずこれを取りまとめ、更に姫路署へ報告、姫路署から県の警察部に報告することとされ、速報の場合は問題の重要度に従って、知事直話、警務長直話、高等警察係長直話などの段階が設けられていた。

第二節 初期の兵制

久美浜県の募兵と巡村兵隊

幕藩体制が崩壊した後、久美浜におかれた官軍の陣營の常備兵の編制には、農兵の組織が導入されている。

慶応四年（一八六八）六月には、久美浜御陣營御守衛方として、「但馬国旗本小出家三軒、京極家一軒、四軒より千石につき十人づつの人数をもって交替にて相勤むべきこと。右にてはあまり人数少く、御守衛行届きかね候につき、支配下村々にて三役人（庄屋、年寄、百姓代）を農兵隊長と定め、村方で若者どもを農兵に選り、組立て、但馬、丹後両国で四十人づつ久美浜へ詰めさせること」との達しが出されている。

同じ六月の久美浜御役所からのお達書の中には、「春以来、当地出張鎮撫軍より募兵の儀が申しつけられたため、募兵周旋方と唱えて久美浜県の名を冒用し、威光を震い、少壯の者で農業が繁要の時節を忘れ、その産業を打捨て、ここかしこに屯集し、徒らに撃劍のけいこなどをする連中もあるとの評判があり、よろしくない。元来、郷兵ということは、兵農一致の制度でなくては弊害があり、一夫耕さざれば三人飢ゆるの道理で、皇国の為にならない」との趣旨の注意も出されている。

この時期にあつては、ええじゃないか乱舞の高揚もあり、人心の動揺、物情の騒然、実に天下を震撼せしめるものがあつた。

慶応四年（一八六八）十月には、久美浜御役所は「近来、百姓町人共、私に鉄砲を買得いたし、所々にお

いてみだりに発砲いたし候者これあるやに相聞へ、不埒ふらちの事につき、見つけ次第吟味をとげ、吃度きつど、とがめ申し附くべし」と布令しており、一方、巡村兵隊というものを編成して村々を巡回せしめた。

「十月二十三日、久美浜県御守衛方倉見様（旗本倉見小出家）御巡村兵隊御出、惣人数二十四人、内鉄砲十八丁、太鼓一丁、笛一丁、賑々しき事に御座候」（多田文書）という記録があるが、旧来の封建武士団に代って、ピーヒャラ、ドンドンと、太鼓や笛を賑やかに打ち鳴らしつつ鉄砲を肩に、歩調をとって行進する新式の軍隊が、当地方の村々を巡回した姿は、実に画期的なものだった。

出石藩の兵制と巡ら隊

明治二年（一八六九）十二月十八日、出石藩は兵制書を制定した。編成は小隊単位で、凌霄隊、回天隊、義鍊隊、赤心隊、至誠隊、芳烈隊などの隊名がつけられている。常備兵は、毎日午後一時より半隊ずつ市中を巡らする任務が与えられた。その目的は城下の安静治安を守るためであり、もしも民間人に対して粗暴の挙動があれば、それはかえって目的に反して騒擾の基となると厳に戒めている。

「平常、夜廻りの儀は、伏姦を防ぎ、險悪を遏おさし候ために候間、箠旗せいかき、鼓笛、総て相廃し、忍び提灯一張りにて相巡り申すべし」

（「出石藩日誌」）

という指令が出ているが、この夜警の心得は前記の昼間の巡村兵隊の賑やかさと対照的であり、他方一般住民に対しては

「今般、篤思召しあつまはしめを以て、城下安静の為、昼夜共兵隊巡ら仰せつけられ候条、無礼之なき様、きつと相心得申すべく候事」
との注意が達せられている。

第三節 農民一揆の武力鎮圧

出石藩兵の発火演習

明治維新期における農民一揆の趨勢を全国的にみると、明治二年に四〇件以上、三年に三〇件以上と、幕末内戦期を上廻る農民一揆が起ったといわれている。明治二年（一八六九）十一月二十九日には丹波の篠山藩領で貢租減免を要求した大規模な打こわしが起り、五〇軒を越す村役人・豪農の家が打こわされ、一七〇人以上の逮捕者がでた。これを鎮圧したのは篠山藩兵の出勤による小銃の発砲射撃の威力であった。

出石藩においてはこれらの社会不安の情勢を前にして、明治二年の暮、藩兵が城下から外へ出動し、和田山の円山川の河原で猛烈な発火演習を行った後、ひき続き江原河原に行軍して来て夜営をし、早朝に積雪が一尺余りの中を、ここでも発火演習を行っている。この目的は、生野県が実施せんとしている新政府のための租税徴収につき、人民がこれに応じないで動揺することを懸念し、あらかじめこれを威圧しようとしたものであった。

当時出石県少参事であった桜井勉の懐旧談は次の如くのべている。

「江原にては、わらやたきぎを集め、にぎり飯や茶、酒を準備して兵隊の来るを待つ。この日は雨や雪は降らずといえども積雪は尺余に及び、道路は泥濘となれり。兵隊は火銃を携えて早朝来出石から和田山を経て十余里の道路を歩行し来り、寄宮坂を下り、かがり火の江原河原を照すを見て勇氣回復、一人の落伍者なく皆江原河原へ到着す。あらかじめわらやたきぎを山積してこれを各隊に分与し、番兵を四面に配付せしめ、にぎり飯、湯茶、および少量の酒を給せしむ。各隊大いに喜び、わらを敷き、たきぎを焼いて一夜を明かし、翌日、夜明けを待ち、朝食の上、一回の発火練習をなして出石に帰隊せり。このため生野県にては租税の収納意外に平穩に終了し、出石藩にては別段の出兵をするの労費を免れた上、兵隊をして行軍演習をなさしめ得たり」(児山桜井勉翁米寿賀集)

これより以後、出石藩の藩兵は時々江原河原に赴いて演習を行ったという。轟然たる小銃の一斉射撃の銃声は円山川の流域一帯の山から山へとこだまして、大いに人民威圧の効果を發揮したことがうかがわれる。

生野焼打騒擾事件

明治四年(一八七二)十月、姫路県(飾磨県)下の市川上流地域の四郡に起った農民一揆が生野県に波及したことはよく知られている。その原因は、通説としては穢多解放令に反対の一揆といわれるが、一説には飾東郡の一村役人と姫路藩とが結託した不正収奪に対する反対のための一揆であったともいわれる。この一揆により生野鉾山局が十月十五日に小銃や竹槍などで武装した数百人の農民のために焼打され、生野県庁も襲撃されているが、この時の農民一揆の参加総村数は飾磨生野両県を合せて一七〇カ村、参加総人数は一万人に及んだという。

十月十六日にその鎮圧に出動した軍隊の中に、出石県の常備兵一個小隊の姿もあった。鎮圧の結果生野県下においては一四〇人が検挙され、生野・豊岡両県下で合せて一六人が死刑となり、ほかに一〇人が処罰されている。一般住民に対するこの処刑の激しさは、明治新政府の軍事的封建的支配の強権的専制的弾圧的性格の一端を露骨に示しているといえることができる。

この時に当地方の村々の庄屋には暴徒の七名の手配人相書（じんそうがき）が廻ってきたが、手配者は気多郡の住民ではなかったようである。

おそらく気多郡内から検挙者は出ないですんだものと思われる。

佐賀の乱の賊徒取締

明治六年（一八七三）十月には新政府に政変が起り、征韓論にやぶれた西郷隆盛、板垣退助、江藤新平らは野に下った。この政変は、自由民権運動と、士族反乱の出発点となったといわれており、更に台湾や朝鮮への侵略出兵へと対外政策が展開していった。

参議を辞職して郷里佐賀へ帰った江藤新平は、明治七年（一八七四）二月、不平士族におされて佐賀の乱を起したが、忽ち鎮圧され、さらし首の極刑に処せられている。この時期はわが国内においては、なお物情騒然とした時代であった。

佐賀の乱の鎮定直後、豊岡県は管内の治安維持のため、次のような通達を出している。

「佐賀県下の賊徒、御征討仰せ出され候に付き、賊徒、自然各地方へ遁走致すべしと推し測られ候条、管内要衝の地は勿論、出入の船舶共、取り締り向き嚴重に相心得、出入の人員賊徒と見受け候はば、速かに捕縛

致すべく候。右多人数に候はば、その旨至急、本県支庁の内、最寄へ届け出づべき事。豊岡県参事、田中光儀。各大区、正副権区长宛」
(西気村誌)

当時のわが国内において、地方の末端に至るまで、不安と緊張に包まれていた社会情勢をうかがい知ることができよう。

貢租減免の愁訴歎願の例

気多郡の住民は、明治維新の新時代を迎えて、新政府に反抗的な態度をとらず、穏健にこれに適応し、迎合していった。それは次のような久美浜御役所に対するいくつかの歎願書による愁訴の例からも明らかである。その内容の詳細な紹介は省略するが、文言内容はおだやかで、過激な表現は全くみられない。

①明治二年（一八六九）八月。

養父、気多、両郡村々惣代より久美浜御役所に対する石代免除、十カ年賦上納の歎願書。

②明治三年（一八七〇）十月。

城崎、気多、養父、出石、美含、二方、六郡村々大郷長中郷長村々惣代庄屋より久美浜御役所に対する年貢米納反対、定石代金納据置の歎願書。

第四節 国民皆兵徴兵制の実施

徴兵制の施行

明治四年（一八七二）七月の廢藩置県と共に、東京、大阪、鎮西（熊本）、東北（仙台）の四カ所に鎮台がおかれ、旧藩の藩兵は解散されることとなったが、それまでは出石藩や豊岡藩の藩兵が存続していた。

明治新政府の重要課題の一つは強力な常備軍を確立し確保することであり、それは国内における反政府賊徒を鎮圧すると共に、外国勢力から国土を防衛し、進んで我国の勢力を海外に拡張する大目的を有していた。

明治五年（一八七二）十一月に全国徴兵の詔書が發布され、明治六年（一八七三）一月より徴兵令が布告、国民皆兵の制度が誕生した。従来武士階級に独占されていた封建的軍隊は、百姓町人を問わず、ひろく一般国民を対象として、二〇歳に達した男子で徴兵検査に合格した者は義務として現役三年間の兵役、その後には予備役、さらに後備役に服するという近代的兵制が行われることとなった。これにより当地方の住民男子も、すべて徴兵の義務を負うこととなったのである。

徴兵忌避の動き

明治六年（一八七三）から施行された徴兵令には「常備兵免役規則」の特例が設けられていた。この規則によると、身長曲尺で五尺一寸（一五五センチメートル弱）の者、病

弱者、官省府県に奉職の者、陸海軍生徒で兵学寮在寮者、特別専門の學術修得者、家の戸主、嗣子、養子、徴兵在役兵の兄弟、徒刑以上の前科者、など広汎な免役の条件が認められており、更に代人料として二七〇円を納めると兵役が免除される定めがあった。

この年には全国各地で徴兵令反対の暴動が起っており、血税騒動ともよばれるが、これは前年十一月に太政官が発した徴兵制度に関する告諭の中に「人たるもの固より心力を尽し国に報せざるべからず。西人之を称して血税とす。その生血を以て国に報ずるの謂なり」という文章があり、国民の中にはこのため文字通り生血をとられると誤解して反対運動が起ったのである。しかし、兵庫県下では平穩のうちに終始し、わが町においても表立った徴兵反対運動は起きていない。そのかわり徴兵のがれを企てる者は少くなかった。

但馬地方の農民は次第に大日本帝國軍隊の精強勇武な軍人兵士へと参加することとなり、やがてまた対外侵略戦争の第一線へかりたてられ大きな犠牲を払うこととなるが、明治以降の近代兵制が下部組織の国民基盤まで定着をみるにはある程度の期間が必要であった。

わが町における徴兵免除を求める動きを裏付ける資料は現在いくつか残っている。その中には、身長が五尺一寸未満で身長不足の例や、家のあとつぎの例などがある。徴兵養子とよばれた養子縁組が大流行したといわれているが、その実例については今のところ調査がゆきとどかなかったので紹介することができない。

次にこれらの徴兵免除届の例を掲げておこう。

①身長五尺一寸未満につき免除の例。

「明治六年徴兵年齢に相当り候得共、身みの之丈五尺一寸未満之由御申出候処、相違無ニ御座ニ候

戸長 多田利左衛門殿
豊岡県参事田中光儀殿

氣多郡殿村 農 吉太郎

次男 久平

(多田辰夫文書)

② 嗣子につき免除の例。

但馬国氣多郡伊府村

用掛 西田彦左衛門 長男

西田富市郎

右ノ者儀、此度徵兵年齢相当ニ候処、嗣子ノ由申出候ニ付、事実取調候処相違無ニ御座ニ候間、免役被ニ仰付一度此段願上候也

右村 百姓惣代 増田新左衛門

同断 西田 善七

明治七年甲戌 月 日

第三大区 御中

(西田栄喜文書)

豊岡県庁の徴兵検査

明治七年（一八七四）十月十三日と十四日に第三大区の徴兵検査が豊岡県庁において行われた。そして十六日には「くじびき」が行われている。その際の記録が「徴兵用出豊中荒増控」（菅野由文書）に書き残されている。これは最初の徴兵検査の記録であるのでやや詳しく紹介しておこう。

第三大区の徴兵の郷宿として海士屋伝助方（豊岡市京町）が指定された。「あまや」には、十月十日から十二日にかけて、副区長（谷垣、長沢）、戸長（白髭、柴垣）、副戸長（井上、長谷川、水口）及び用掛、書記六名ほどが出張して来て陣取り、県庁に対してや、水上村や伊福村にあった戸長所との間の事務連絡処理に当った。

この徴兵検査を受けるためにわが町内から出豊した者の名前を拾いあげてみると、次の一〇名がいたことがわかる。

勝平（国分寺村）、茂平、政吉、松藏（伊福村）、長藏（日置村）、岡藤喜左衛門（万場村）、八兵衛（山本村）、山根嘉二郎（佐田村）、小山芳右衛門（羽尻村）、岡本政太郎（清冷寺村）

そして、ほかに辰平（山本村）、林藏（伊福村）の二人がいたが、よそ行きのため検査に間に合わず、後日に検査を受けることが認められた。

十三、十四両日の検査の結果、三人が合格し、七人が免役となった。免役の中の一人は万場村の岡藤喜左衛門で、合格であったけれども「あがない金」二七〇円を差上げて免役が認められている。これは「常備兵免役規則」が定めぬ通り実行されていることを示す興味深い例であるが、当時としては大変な大金であっ

た。

合格者三人については十月十六日に「くじ取り」が行われた。副戸長の谷垣氏がくじ取り役を勤めた。その結果は次のとおりである。

徴兵くじ取り、くじ当り……佐田村山根嘉二郎、羽尻村小山芳右衛門。

補充兵当りくじ……清冷寺村岡本政太郎。

くじびきの終った十六日の夜には役員の慰労の宴が開かれた。残務整理をすべてすませて役員一同が「あまや」を引揚げたのは、十月十八日のことであつた。

徴兵検査実施督励の通達

これらの徴兵検査の実施に当つては、豊岡県ではあらかじめ日程を定め、嚴重な通達を出して事務処理を督励していた。名簿を作成するにつき年齢、身長、病氣、養子、別家などに事実と相違して虚偽の記載をせぬ様、又、検査のため豊岡県庁へ出頭するに当つては徴兵担当の区長、副区長の内三人が本人に附添うこと、もし私的に取計らえば直ちに巡査を差向ける、などと注意した通達が出されている。興味深いので次に全文を紹介しておく。

徴兵検査実施督励の通達 明治七年（一八七四）

兼而御達しに相成候嘉永三（一八五〇）より同六年（一八五三）迄に生まれた者の兵員取調儀、未だ取調書御差出し無^レ之村も在^レ之、不日検査官御入願相成仕候趣、右に付別紙日割書御達しに付ては、日間等も無^レ之、既に昨夜大野公御達しに、惣区長御呼寄之上、徴兵掛り伊吹正臣殿を以、嚴重被^レ仰出^レ、右は検査

被仰、不日御入県可相成^ニ由に付、未だ取調書不^ニ差出^ニ一村は、一時も早く差出させ候様、昼夜兼行、嚴重可^レ及^ニ通達^ニ旨御沙汰在^レ之、并に左之件々御達しに付、能々御注意、各郡之取調べ行届候様、一際御奮議在^レ之度、就ては先般御達有^レ之候通、年齢並に身幹尺度等曖昧^{あゝまゝ}之取計、或は病氣に托し、又は養子別家等、差夷相違之上は、新律に照準、無^ニ用捨^ニ其罪を糺し上、吃度御所分相成候事。

一、八月中に養子又は別家等致し候者は、区长より用掛り養^子之内届済相成、戸籍帳操、区々相成候分は差免候事。

一、九月に至り、別家又は養子差遣し候とも、決して不^ニ取上^ニ、兵員へ差加へ候事。

一、年齢相当り候者は、戸主、嗣子を除く、区长より副区长迄立会、身幹尺度等検査可^レ致、尤、諸人能々知る処之病身もの、或は不具宿痾^{しゅくご}等之事実相違無^レ之候得ば、差出に不^レ及、決して私しの取計無^レ之様可^レ致事。

一、人別表^{にんべつひょう}認^{にんめ}の義は、其村におゐて惣て当春徴兵検査の振合を以て取調べ、可^ニ認置^{にんめ}旨既に十月三日附を以て申進め候に付ては、兵員上県の砌、別に用掛り附添へ上県可^レ致候^{ようしきぎ}宜儀に付、兼て拜命罷在候徴兵担当区长副区^長之内両三人、兵員え付添上県可^レ致候事

但し、人別表、界紙は不日惣区长より各郡へ相送り候事

右之件々、昼夜御勉強御取掛り在^レ之度、尤、此度之儀は、容易ならざる御沙汰の次第も有^レ之、密々御詮儀も在^レ之趣、若し私の取計有^レ之候節は、直に巡查御差向け相成候間、必ず油断なく正路に取調在^レ之度候也。

一、今般徴兵事件に付ては、たとへ御役人御出張有^{いっせわたり}之共、決して偽私^{いつはり}の取計無^な之旨、区长副区(長)迄連印一札差出べき旨御達し^し在^レ之、右文別は序より通達に及び候也。

九月

惣区长

〔西田榮喜文書〕

(この通達は嘉永三年から嘉永六年までの生れ年の者が対象となっているが、この者は明治七年では年齢は満二〇歳から二三歳であった)

第五節 国家主義の高揚

台湾事件と国旗掲揚

明治七年(一八七四)四月、台湾事件が起つたが、但馬人で従軍した者もあつた。十月三十一日清国との談判が成立し、勝利のうちに台湾征討は終つた。日本各地で戦勝祝賀会が開かれたが、当地方でも国家主義が高揚した。

「台湾征討戦捷祝賀会ニ関スル規定

台湾事件好結局、皇国一大御美事、御管下一同奉祝致度、願ノ通御聞濟相成候ニ付、来ル二月七日御国旗ヲ掲ゲ、一日休業、村社へ集会、祝礼ヲ行ヒ、酒筵ヲ開キ、一和気力ヲ保テ候事。右各区一定此段申進候也」

(西気村誌)

これは国旗を掲揚し、一日休業し、村の神社へ集つて祝礼を行い、酒宴を開く、という定型行事がこの地

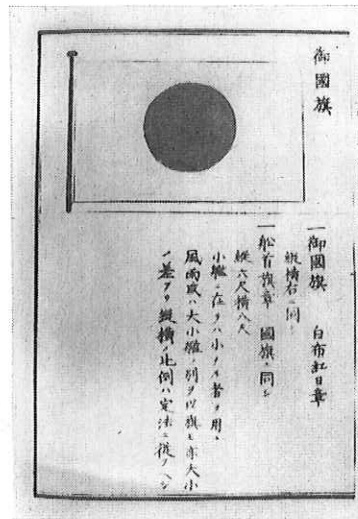


写真36 御国旗(官途必携巻九より)

長は勿論、用掛、勤役などの役人は必ず国旗を掲揚すべし、もし用意がない者はせひ新調すべし」と命じている。この通達においては、「御国旗とは日の丸の旗に候」とわざわざ断っているから、日章旗の観念が一般人民にはまだあまり浸透していなかったことがよくわかる。

西南の役の従軍者

明治十年（一八七七）の西南の役に但馬人で出征した人は更にふえた。

西南の役に参加した西郷隆盛の軍隊は四万二〇〇〇人、これに対する政府軍は六万人であったというが、わが町内から政府軍に従軍して出征した人々を調べてみると次の如くである。

森山村の岡田勝三郎は明治七年徴兵となり大阪府鎮台に入営、明治八年に近衛歩兵第二連隊に抜てきさ

方で「各区一定」で一斉に挙行されるはじまりといつてよいであろう。ここにも富国強兵をにかけて動き出した明治の新時代のあらわれがみられる。

日の丸の国旗は明治三年（一八七〇）から制定されたが、当地方においては、この当時はまだ各戸毎に用意されてはいなかった。明治八年（一八七五）一月二十九日付の通達では、「小前の者は国旗の新調していない人民が多分にあつて俄かに新調せよといつても困ると思うが、なるだけ新調すべし」とのべ、「正副戸

れ、明治十年の鹿児島征討の役に従軍、激戦数回の後、四月十六日、熊本県大津において戦死した。享年二三歳四カ月。

伊福村の宮村房蔵も、岡田勝三郎と共に入営し、大阪府鎮台から近衛連隊に移り、西南の役に従軍し、宮崎県細見口の戦で八月十三日に顔面に銃丸を受け、大阪陸軍病院に入院後、九月十三日に死んだ。享年二四

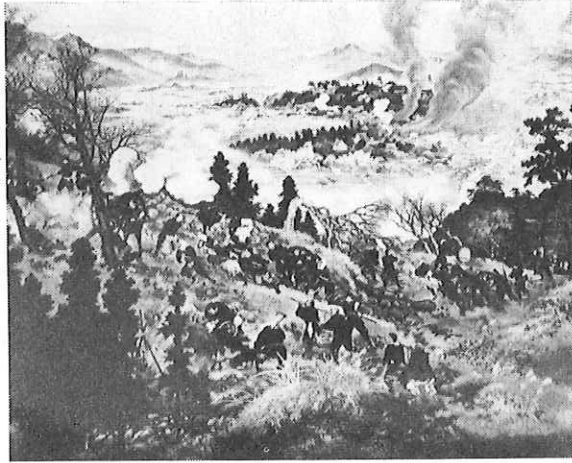


写真37 西南役熊本籠城（明治神宮外苑絵画部蔵）



写真38 招魂碑全景（森山）

歳四カ月。

岡田勝三郎と宮村房藏の石碑は森山のお堂の前に建てられている。(写真38)。両名共靖国神社に合祀された。これがわが町における靖国神社合祀者のさきがけといえるであろう。

その他、西南の役に従軍した人々として次の名前があがっている。

三方地区においては、前述の岡田勝三郎のほかに、吉岡与十郎、水田金三郎の二名も従軍し、植木、田原坂、等の各所の戦に参加したという。

八代地区においては、藤井村の石口吉右衛門が従軍した。これは大男であって、出征のいでたちは、頭は大たぶさに髪をゆい、羽織ハカマで大刀を腰に差し、わらじばきであったと言ひ伝えられている。

国府地区においては、上石村の藤原柳造が従軍した。

清滝地区、西気地区からは従軍者は見当らない。

これらの西南の役に従軍者が当地方における新政府への協力精神を鼓吹し、国家主義の高揚に大きく貢献したことは疑をいれない。

第四章 地租改正と地主制

第一節 地租改正事業

地租改正の経過

豊岡県が取組んだ最も重要な事業の一つに地租改正事業がある。これは徳川時代の近世幕藩体制から、近代的な日本資本主義を画期づける、最も基礎的な土地制度の改革であったといえる。明治新政府は、地租改正の実施によって地主小作人間の土地所有関係（地主制）の法的確認を行い、私的土地所有権を確立せしめると共に、旧来の封建的な国家に対する貢租形態を根本的に変革し、物納制から金納制にこれをあらため、石高の基準によらないで地価（土地の価格）を基準とする近代的統一的国家税制を採用せんとしたのである。それは不統一な前近代的な税制を廃止することによって、中央集権的な国家体制確立への障害を取り除き、中央政府の財政を確保する目的をもった緊急の課題であった。

地租改正事業は、まず、田畑勝手作の許可（明治四年九月七日、大蔵省達第四七号）、地所永代売買解禁

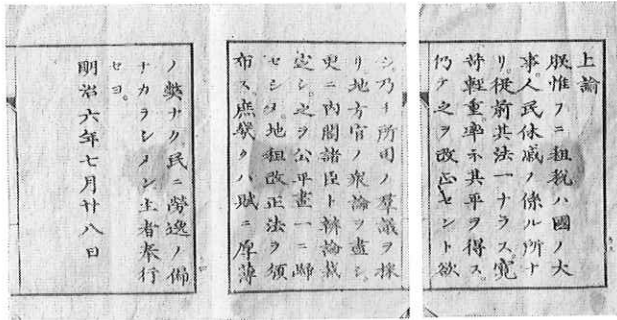


写真39 地租改正条令発布上諭

(明治五年二月十五日、太政官布告第五〇号)、地所売買譲渡に付地券渡方規則(明治五年二月二十四日、大蔵省達第二五号)という、一連の土地自由化政策からはじまった。この段階における重要な作業は地主に對する地券の下附である。明治五年(一八七二)の干支は壬申の年であったから、この年発行の地券は壬申地券といわれる。

これに続いて、租税寮内に地租改正局が設置(明治五年八月五日)されたのち、明治六年(一八七三)七月二十八日の上諭をもって、「地租改正条例」(太政官布告第二七二号)が發布され、全国的に地租改正事業が着手されることとなった。地租改正条例は、七章十七則からなっていたが、その骨子は、(1)土地所有者に地券を交付し、地価を定める。(2)従来の収穫高にかわって土地の価格に応じて課税する。(3)米穀などの物納を廃して金納とする。(4)地租は毎年地価の百分の三を定率とする。(5)豊凶により税率は増減しない、というものであった。

全国的な地租改正事業は、田畑宅地については、地券の交付を中心にして、明治七年から八年の間に作業に着手し、明治九年には大体終了した。また山林原野については、山林原野官民有地区分(明治七年十一月七日、太政官布告第一二〇号)、村持山に關する地租改正事務局議定(明治九年一月二十九日)などを基準にしてややおくられて実施され、明治十

四年に漸く終了をみたとされる。

地券の下付

豊岡県の地券下付は、明治五年（一八七二）九月ごろから作業がはじまったようである。各村にたいして、新らしく土地丈量や、地価算出を行い、反別、地価を調査のうえ、地券申請を行うようにとの令達がなされている。しかしこの作業は、はかばかしく進行しなかった。その年は、ほとんど何もしないうちに暮れてしまったという。豊岡県には地券掛がおかれてこの作業を担当した。翌明治六年（一八七三）になると、県では各郡に係官を派遣して、厳重な督促を行った。こうしてほぼ同年中には、

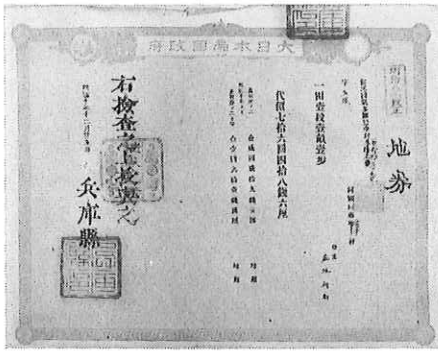


写真40 地券（森垣剛蔵）

地券下付の完了をみたとされる。（「兵庫県百年史」）

地券の下付にあたっては、手続書類の書式の変更など、事務的な処理も不馴れなために、順調に手続が進まなかったが、加うるに、地券の下付によって地主としての権利が確定することになるため、他村よりの入作地主に対する地券交付につき居村（在村）の重立つた百姓層が難色を示し、非協力的であった例もみられた。これらの隘路を打開するため、上からの官庁が強力にバックアップすることにより、幕末までに既成事実となっていた地主的土地所有は、明治新政府のもとにおいて、新たな土地私有制度における所有権としてそのまま法的に確認されることとなったのである。

地券の形式は、土地の表示（何国、何郡、何村、何番地、字名、地目、反別、面積町反畝歩）、持主の住所氏名、土地の代価（何円何銭何厘）、などが記載され、「右検査の上之を授与する」旨の奥書があり、年月日、県名の下に県印が押捺された。

土地の測量 地押丈量

豊岡県の地租改正は、「府県地

租改正紀要」によれば、明治七年（一八七四）三月に着手し、明治十四年（一八八一）六月に終了したとされている。

地租改正の基礎工事としては、土地の測量がまず重要であり、各村ごとに改租実施のための惣代人が選出され、土地の測量がはじまった。太閤検地以降の近世における検地は、田畑と屋敷地について行われたの

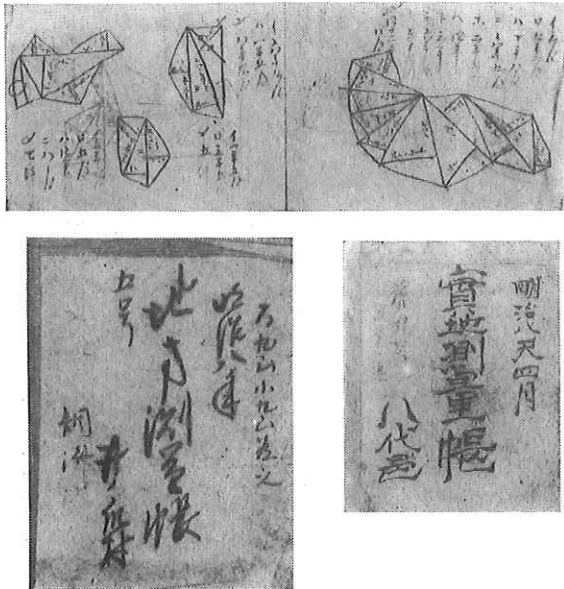


写真41 明治8年測量帳表紙及び測量図記載例



写真42 地券下調掛辞令(明治8年)

みて山林原野は除外されていたが、この地租改正の時にはじめて、わが国の山林原野を含めた完全な土地測量事業が実施されたのである。

土地の測量は、一筆毎に境界を正しくし、官有地と民有地に区分し、土地所有者を確定し、正確な土地の面積・等級・地価を算定する必要がある。豊岡県では、地番の順序は全村の通し番号を用い、字界や接続の順序をととのえるのに注意し、測量法は「三斜法」により、測量すべき土地を数個の三角形にわけ、その三角形の総和を求め、各村々で地押丈量を行って図面を整理作成させた。そして県の官吏が各村毎に、その村の土地の十分の三か四位の割合をぬき出して点検を行った。この点検の際の検査法も三斜法を準用した。

このように厳格に地押丈量を実施したので、民有地の面積は、田にあっては旧反別の一・五倍、畑と宅地
にあっては一・一倍に、一挙に増加した、といわれている。

気多郡は当時但馬国第三大区であったが、明治八年(一八七五)四月五日付で、地券下調掛したしじべがりに次の九名
を任命している。

第一小区 堀村 木村新兵衛

引野村 赤木実太郎

清冷寺村 門間禎二郎

写真43 久斗村等級税一覽表 (森垣剛文書)

日高町域における土地測量は、この年に、一筆毎に実施

- 第二小区 伊福村 河本喜一郎
- 祢布村 長谷川七郎
- 第三小区 知見村 谷垣久兵衛
- 森山村 斎藤庄左衛門
- 第四小区 頃垣村 井本與三右衛門
- 山田村 西村與一郎

写真44 但馬国第三大区田方等級見込表(森垣剛文書)

第四章 地租改正と地主制

表3 但馬国第三大区宅地等級見込表

江原	一二三銭	一 等
宵田	二〇銭	二 等
久土 斗居	一八銭	三 等
新岩堀府 市中村場	一六銭	四 等
栗野石夏多伊道国日芝十上松 田分佐 山村井栗谷福場寺置村戸野岡	一四銭	五 等
加佐篠伊猪奈竹石中谷府池野引上中荒庄山久水上地 佐中々田 陽田垣府爪路貫立村村芝上庄野郷郷川境本谷上石下	一二銭	六 等
名八多栃山八頃殿清猪伏三広土藤知觀森祢 社冷子音 色宮田本宮代垣村寺垣村所井淵井見寺山布	一〇銭	七 等
東水稲万万山栗羽田 河栖 内口葉場劫田野尻口	八銭	八 等
段三椒河小 村原村江江	六銭	九 等
海大 老岡 原寺	四銭	等 外

第四章 地租改正と地主制

表5 但馬国第三大区畑方等級見込表

石久 立斗	一 等
野引 祢池 府地 宵 々 市 下 田 庄 野 布 上 場	七(斗) 五 二 等
土新 土堀 松江 淵 村 居 村 岡 原	七 三 等
西荒 加猪 上上 山府 日岩 芝川 陽 垣 郷 石本 芝置 中	六・四 四 等
三奈 谷十 猪中 野広 山多 伏多 伊中 上竹 佐 路 村 戸 爪 村 井 宮 田 村 谷 福 郷 野 貫	五・八 五 等
森知 栃頃 庄八 石八 清水 水道 国分 山見 本垣 境代 井宮 寺上 場 寺	五・二 六 等
殿佐 伊栗 篠観 万名 夏久 山栗 村 田 府 山 垣 寺 場 色 栗 田 野	四・五 七 等
羽藤 稻東 水万 田ノ 尻 井 葉 内 口 劫 口	三・八 八 等
河三 椒 江 原 村	三・一 九 等
海老 大岡 一斗 段 小 原 寺 五升 村 河 江	二(斗) 外

されたものとみられる。

等級表作成と地価の確定

測量が終わると、次の段階としては、等級表を作成し、地価（土地の価格）を確定せねばならない。豊岡県では、地方官心得書に準拠して、等級表などの作成を命じ、村ごとに村内の土地一筆ごとの等級を査定して提出させた。但馬国第三大区（気多郡）における各村々の宅地、田、畑の等級の格付けは前表のとおりである。（表3、表5）。宅地は一坪当地価、田は米、畑は大豆の一反当収穫量平均額が基準となっている。

これらの見込表に基づいて等級が決定されたのであった。

山林原野の地租改正

山林原野の地租改正事業は、明治九年に統合後の兵庫県によって行われた。まず明治十年（一八七七）六月、県は摂津、丹波、但馬、淡路の各地に対し、山林原野の改租着手を命じ、同時に丈量規則を頒布し、この規則によって、隣接村との境界を確定し、土地一筆毎に地番を付し、面積を実測し、地目を用材林、薪炭林、柴地、草地、竹林、水源涵養林などに区分し、所有者を定めて一筆限りの明細表を編成すると共に、字限りあきぎ、一村限りの地図を作製することとなった。そして翌明治十一年（一八七八）にかけて、丈量測定、境界確定、地図作成、官民有区分などがなされ、明治十二年（一八七九）からは等級の決定等の重要作業が行われたのである。

山林原野の等級の取調決定については、郡内において統一ある取調べをなすため、兵庫県では明治十二年

四月、「地等取調心得」を頒布した。それによれば①各村においては戸長のほかに村内地主より村委員三名以上を選出して村内の地等調査にあたらせ、②村委員中より郡内を数区に分割して組合を作り一組合当り二、三名の組合委員を選出させ、この組合委員には組合内の各村の調査の当否の検査をさせると共に他組合の調査との比較調整にあたらせ、③各郡において数名の郡委員を更に選出して郡内の調査の監督や他郡との比較調整にあたらせたのである。

そして、まず郡内に模範村を選定し、その村委員で土地等級の原案を作成し、郡委員、郡内各村の戸長、村委員らの協議によって等級を決定した。

この作業は明治十三年（一八八〇）いっぱいかかって実施され、確定をみたのである。

次に山林原野の等級表（表6）をかかげておく。

表6 但馬国第三大区山林原野等級表

	区小一第	
伊久江	土松	一 等
福斗原	居岡	
岩祢石	府市場	二 等
中布立		
久山道	引佐堀	三 等
久田本場	野野	
藤井	上中野新 郷郷庄	四 等
竹貫	芝池	五 等
	土上	六 等
	淵石	
	加陽	七 等
	八社宮	八 等
		等 外

第一部 明治前期

この等級表とならんで、各等級の土地の価格表が作成された。それぞれの土地ごとに、等級に応じた価格を面積に乗じて地価が算出決定されるわけであるから、価格表の作成も非常に重要な意味をもっていた。地価の算出に当っては、各郡五カ年平均米価と、利子（日歩五銭九厘）が使用された。

区小四第	区小三第	区小二第
谷中	三所	宵田
猪奈 猪奈 佐路 瓜	野観芝 音寺	日夏多水国地 置栗谷上寺下
太栃山奥頃 田本宮代垣	知荒 見川	
東万名 河内場色	佐森広 田山井	
栗山万水稲 栖野田劫口葉	十庄 戸境	
三椒河 原江	猪栗田石 子ノ山口井 垣	
大段小 岡河江 寺	羽殿伊篠 尻府垣	
	海老原	

第二節 寄生地主制の展開

小作地率と小作料率

江戸時代における土地所有制度は、身分的に農民として土地に縛りつけられた零細な農奴的小作人から高率の米納の地代を小作料として取り上げ、地方の豪商・富農が寄生虫の如く農民の生産物を吸い上げ、封建的な高利貸型の寄生地主制度を形成した。

明治維新の変革によって、地主は土地の私有の権利が法的に確認され、地券の発行、交付を受け、地代を徴収する権利が確保されたのである。江戸時代の地主は、小作人から徴収した物納地代である散田米の中から、貢租諸掛りを上納し、残余の小作米が地主の純益となったが、地券発行以後はこれが一変し、地主が徴収する物納小作料の中から貢租諸掛りを物納で上納することがなくなり、地租はじめ諸掛り物はすべて金納となり、地主の計算により物納小作料の一部を金納に転換して納税を賄う型態となった。

既に見たように、地租改正による地租率が土地の評価額の三％を定率と押えられる一方で、地主に対し高率物納の小作米が確保されるならば、地主の手取りの純益は増加する一方である。また、農業の生産力が向上し、米の収穫量が増大すれば、それは小作人の手許に残る飯米が増大することを意味すると共に、地主への小作料の徴収も安定することを意味する。即ち、明治維新の地租改正は、地主制度を寄生地主制として更に展開させる契機となった。

このことは、近代国家の税制と、近代的貨幣制度の導入に照応した地主制度の再編成であったといえる

表7 明治21年但馬郡別小作地率
(兵庫縣第6回勸業年報)

	自作地	%	小作地	%	合計	%
城崎郡	14,987	54.5	12,506	45.5	27,493	100.0
美含郡	14,961	58.2	10,744	41.8	25,705	100.0
出石郡	15,166	41.6	21,293	58.4	36,459	100.0
気多郡	13,927	34.5	26,408	65.5	40,335	100.0
養父郡	14,988	36.9	25,643	63.1	40,631	100.0
朝来郡	11,612	34.6	21,976	65.4	33,588	100.0
七味郡	26,133	67.7	12,476	32.3	38,609	100.0
二方郡	20,319	62.3	12,272	37.7	32,591	100.0
但馬	132,093	48.0	143,318	52.0	275,411	100.0

が、地主にとっては、土地の所有は資本投下の一種態となり、高率物納の小作料として徴収する小作米を商品化(販売)してその代金を得、貨幣財産を増大させ、蓄積し、これを各種の商業資本や高利貸資本、あるいは銀行預金、株式、地方産業における工業資本などに転化させることとなった。

このような背景のもとに、小作地率、即ち、地主的土地所有のもとにおかれた小作地の割合が、自作地に比較して非常に高い率を示している。

小作地率の全国数字は、明治二十年(一八八七)において三九%、これが次第に増加して明治四十一年(一九〇八)には四五%、更に昭和六年(一九三一)には四七%となつてピークを迎えるが、但馬における小作地率は、明治初期には全国平均よりはるかに高率であつて、明治二十年(一九八七)の全国平均は五九%に達しており、漸減して明治四十年(一九〇七)には五五%、大正十年(一九二一)に五二%、昭和五年(一九三〇)に五一%を示している。(但馬学習参考資料)

このことは、但馬における寄生地主制が、江戸時代末までに

既に成立していたことを示すが、気多郡における小作地率は、朝来郡と並んで、明治二十一年（一八八八）の数字で六五％をこえていた。これは全但平均の五二％を遙かに上廻り、ここは非常に地主制の強固な地帯であったことを物語っている。（表7）

小作料の率は非常に高く、地域差も大きかった。江戸時代には、小作料率については、大体において生産高の中で「貢租分は四五％、地主取分は三五％、小作人は二〇％」位の割合で配分された（矢根村、大石家の例）という数字もあり、貢租率が村高の七割以上を占めている地域は、気多郡では、夏栗より下流域の稲葉川ならびに円山川沿いの、沖積土の平たん部で日照に恵まれ、排水がよく、裏作にも適している耕作条件の比較的良好な地域であって、この地域には最上限の高率小作料が発生した（宿南保、「但馬史4」）との指摘もある。

明治以降における小作料率は、収穫の約六割前後を維持していた。そして、米騒動の時期においても五割台で、昭和初年の小作契約制定期を迎えても四割台の高率の米納小作料が存続していた。そして、地主が現物小作料として取得した小作米の約七〜八割が商品化され、売却されて貨幣収入となり、これに対して自作農および小作農の産米商品化率は三割台〜四割台にすぎなかったとされている。わが町域内の地主につき具体例を分析することができなかったが、右の数字に大きな誤差はないとみてよいと思われる。

「大正十年小作慣行調査」によれば、小作料は全国を通じて殆んど総べて米であり、小作料の収穫高に対する割合は一毛作田において五〇・九％、二毛作田において表作の五五・〇％、又、実納小作料の収穫高に対する割合はこれより少し低くなって一毛作田四五・八％、二毛作田四九・八％であるとされている。

小作契約の取りきめ

三方地区においては、明治十七年（一八八四）十月十五日付で、栗山村外一七カ村が連判して「農区申合規則」なるものを契約した。その内容は次のようなものである。（要旨）

「幕府時代の米納は、精選した良米を上納し、御蔵詰となり、御払下の上は飯米として用いて来たが、明治維新以来、廢藩となり、米納は金納と地租改正になったため、小作人共は自然、粗悪な品質の米を地主へ納めて甚だ不都合の仕方である。しかしまず地主へ米納し翌年春以降に小作人共がその米を買受けて飯米にするのは従前の慣例であるから、悪質の米を納めてその悪質米を又買入れる仕方は地主小作双方の為にならない。そこで村惣代及び地主が集合し、米質改良方法や、取引上混雜がないよう協議の上で申合規則を契約する。

第一条 地主・小作人、共に実意をもって取引及び土地の小作をなすこと。

第二条 小作人は、小作地の農作、種蒔、植付などの際、施肥や手入など怠ることなく精を出すこと。もし不尽力と認めるときは地所を引上げ、他へ預けても異議はないこと。

第三条、小作料米納の義は、念を入れて、乾燥は勿論、良質米に仕立て納入すること。もし乾燥不十分な生米、小米、スクモなどが交った米は、少しも採用せず、やりなおさせること。米納期日は旧暦の十月末日までに必ず皆納すること。

第四条 小作米が万一完納に不足するときは何斗何升と記載した正米の借用証文を作成し、保証人連印して差入れること。この分は旧暦十二月取引の際、米相場値段がきまった時に速かに代金納をすべきこと。

第五条 田畑小作料決定については、虫付、風水害などの場合は、地主と双方実地立会の上で決定し、後日の苦情は採用せぬこと

第六条 俵のこしらえは精々念入りにし、身俵の皮や、さんだら（蓋のたわら）はすべて古藁を用いること。新藁は禁ずる。

第七条 取引は年二回とし、畑方、宅地、藪、山林等の年貢は、旧暦七月十三日（盆）までにすべて金納すること。値段は農区においてその年の模様に応じて定める。

第八条 前年度分小作料未納者には田方刈取を許さず。場合により地所を引上げることがある。

第九条 みのらぬ稲（不熟稲）を刈取ってはならない。その年の気候により、刈取時期を伸縮し、鎌留（鎌で刈るのを中止）することがある。

第十条 小作人が更に下預け（転小作）を決してしてはならぬこと。

第十一条 地主、小作人とも、この契約に違反する者ある時、又は村方から不都合を生じた時、集合して示談するものとする。

第十二条 小作人より地主に対し、田、畑、雑種地とも、小作証書を差入れること。

右は今般、地主および村惣代が立会い、協議の上、村中の小作人に条項を懇篤申論し、堅く守るべく、契約書を作成し連署する」

この内容は、小作人に対する農作出精義務、良質小作米納入義務、小作料額決定方法、納入方法、転小作禁止、小作証書作成などのいろいろの義務を定め、これを守らぬ場合の小作地の取上げなどをあわせて定め

ているが、小作人ぬきで、地主と村惣代が立会って一方的に決定し、小作人に嚴重に申し渡しているもので、米質改良が強く要求されている。

地租改正によって、小作人は小作料の軽減されるのを期待したのであったが、小作料は少しも軽減されるどころがなかった。地主の地位は強化される一方で、小作人の地位は半封建的に抑圧されたままであった。地主側の組織化が進み結束が強化されてゆくのに対し小作人側の組織化は妨げられ、少しも進展がみられなかった。

村内地主と村外地主

明治十年から十四年にかけて米価が騰貴したのに対し、明治十四年末から米価は低落し、明治十六年から十八年にかけては農村不況が襲ったとされている。この時期には没落した自作農や、零細地主が多かったし、大地主の土地集積が更に進行した。

明治二十一年（一八八八）の資料から、わが町域の若干の村について土地所有構成を調べてみよう。

明治二十一年の但馬郡別小作地率表によると、小作地率の一番高いのが気多郡で六五・五％となっている。つぎは、朝来郡・養父郡・出石郡の順になっている。気多郡は今の日高町全域とほぼ同じ広さだから、日高町は気多郡とほぼ同率に近いとみてよいだろう。（前出、表7）

第四章 地租改正と地主制

表8 明治21年村別土地所有階層構成

殿	上石	久田谷	山本	伊府	
七七、七二三 二一・五〇	六二、九〇四 一〇・三三		〇	六五、五二一 一〇・一 一六七	五町以上
〇	三五、八一七 一一・六	六八、四一九 二二・六	〇	九九、九三二 二七・三 二五・四	三町以上
一二八、六二六 三五・六	一〇三、三三七 三三・三三	八四、一一五 二六・六	八八、三〇二 三六・四	七一、六〇七 一八・二 三七・四	一町以上
七二、八一四 二〇・二	三六、七〇八 一一・九	七六、四〇〇 二四・二	三三、〇二六 一三・六	五五、八〇七 一四・二 七・四	五反以上
八二、一〇七 二二・七	七一、一一四 二二・九	八七、二〇三 二七・六	一一二、一〇〇 五〇・〇	一〇〇、三〇一 二五・五 八五・二	五反未満
三六一、四〇〇反 一〇〇%	三二〇、〇一〇反 一〇〇%	二二六、二〇七反 一〇〇%	二四二、四二八反 一〇〇%	三九三、二二八反 一〇〇%	合計
一〇〇%	八三・八	八二・八	八二・八	八二・八	

第一部 明治前期

猪爪	奈佐路	竹貫	万劫	万場	猪子垣
○	○	○	○	○	○
○	三四、五二五 一五・六 二・〇 一	三三、一二六 一三・六 一・五 一	○	四四九、九一八 一八・九 一・八 一	○
七五、九〇〇 四一・五 七・四 五	六七、三三四 三〇・五 六〇 三	七七、五二二 三三・七 六・一 四	六九、五一五 三〇・二 一〇・二 五	一一五、八〇一 四三・八 一三・三 七	九四、二一九 五七・六 一〇・〇 六
四五、二二一 二四・五 八・八 六	五九、九一三 二七・一 一八・〇 九	五六、二〇四 二二・七 一一・一 八	一三七、〇〇一 五九・五 三八・八 一九	三七、二二七 一四・一 九・三 五	一一、三三五 六・九 三・〇 二
六一、九一一 三四・〇 八三・八 五七	五九、〇二八 二六・八 七四・〇 三七	七一、一〇三 三〇・〇 八〇・三 五三	一三三、七二三 一〇・三 五一・〇 二五	六一、四〇七 二二・二 七五・九 四一	五七、九二五 三五・五 八七・〇 五五
一八二、九三二反 一〇〇％ 一〇〇％ 六八人	二二〇、九〇〇反 一〇〇％ 一〇〇％ 五〇人	二三七、〇一五反 一〇〇％ 一〇〇％ 六六人	二三〇、三〇九反 一〇〇％ 一〇〇％ 四九人	二六四、四一三反 一〇〇％ 一〇〇％ 五四人	一六三、四一九反 一〇〇％ 一〇〇％ 六三人

つぎに明治三十年（一八九七）の自小作別農家戸数表によれば、但馬の小作農家戸数率は六七・七％で、郡別で一番率の高いのは朝来郡の七七・七％、つぎが養父郡七三・八％、美方郡七〇・八％となっている。城崎郡は六一・八％となっているから日高町もこれに近いとみられる。

明治二十一年（一八八八）の土地所有者による階層構成を部落別にみると、表8の通りであるが、一村のうち、五反未満の地主が八〇％を超える村が六村、七〇％以上の村が四村、六〇％以上の村が一村となっている。これらの零細地主の土地所有面積合計の占める率は、山本の五〇％を除いて、他の村はすべて一〇％―三五％となっていて、階層の開きが大きくなっている。

表8にでてくる例のうち、五町以上の農地所有者が三人あって、その村の一六％―二〇％の農地を所有する大地主として現われている。

三町以上五町未満の地主は九人あって、一一％―二二％の農地を所有し、一町以上三町未満の者は、一八％―五七％の農地を所有している。

この階層分化の傾向は、江戸時代末期から明治前期へかけて一段と進展しているようである。

地主制は明治二十一年において、どのように発展しているか、さらに詳しく調べてみよう。村別による土地所有者表（表9）によって、伊府村の場合をみると、三九町余の農地を一〇八人で所有しているが、そのうち四一％を占める一六町余の農地を伊府村の住人が所有し、残余の五九％に当る農地は他村の者六〇人が所有している。しかし三七人は三方村の中の村々で四五％を占めていて、いわゆる他村の日高村・国府村の人の所有は一四％余である。

第一部 明治前期

表9 明治21年村別土地(田畑)所有者調査表

村名	所有者の村別	所有者数	反別	反別%
伊府村	三方村・篠垣・佐田・芝・荒川・野・庄境 日高村・久田谷・祢布・道場・久斗・夏栗 国府村 土居	一〇八 四八 三七 二二	三九三・二二八 一六二・五一八 一七八・六一七 五一・八〇二 二二一	一〇〇・〇 四一・三 四五・四 一三・二 〇・一
山本村	日高村・鶴岡・山 日高村 豊岡 国府村・松岡・府市場・府中新・土居 港村 八代村・谷・瀬 竹野村・桑ノ 西気村・水口・山 宿南村 中筋村 引野	一〇五 九 四九 八一 一〇 二 二 一 二 一	二四二・四二八 一五五・三二七 三一・九一二 三一・七〇八 七・〇一四 九二六 四・五二五 一・二〇六 五・二二九 四二三 三・八〇八	一〇〇・〇 六四・一 一三・二 一三・一 二・九 〇・四 一・九 〇・五 二・一 〇・二 一・六
久田谷村	日高村・鶴岡・道場・夏栗 日高村 日高村 総計	七三 八二	三二六・二〇七 二六五・七二六 四一・六〇七 二・四〇四	一〇〇・〇 八四・〇 一三・二 〇・八

第四章 地租改正と地主制

猪子垣村	殿村	上石村	
<p>神日国清西ノ三方三總 美高府滝気村水口荒川・庄境・芝・栗山・野・田 森村村山宮・十 尾・久池 宅斗上戸田</p>	<p>神西三方三總 美気村井・芝・羽尻・栗山・荒川 森水 尾口</p>	<p>八日豊港府國中 代高村岡瀬 村鶴 谷岡町戸</p>	<p>西三方 気村荒川・篠垣・野 水口</p>
<p>二 一 一 四 三 三〇 二二 六三</p>	<p>一 一 三三 四九 八四</p>	<p>一 二 二 二 三〇 四八 八五</p>	<p>一 三</p>
<p>二・〇一六 三・四〇三 一三・三一二 二四・四二八 六三・五〇九 五六・四〇七 一六三・四一九</p>	<p>二二・八一四 〇〇四 一一三・二一一 一二五・三〇一 三六一・四〇〇</p>	<p>二・九二六 七〇七 三七・〇二三 三九・九〇七 二二八・九二一 三一〇・〇一〇</p>	<p>一・二二四 五・一〇六</p>
<p>一・二 〇・一 二・八 一四・九 三八・九 三四・五 一〇〇・〇</p>	<p>六・三 〇 三一・三 六二・四 一〇〇・〇</p>	<p>〇・一 〇・二 一・九 一二・九 七三・九 一〇〇・〇</p>	<p>〇・四 一・六</p>

第一部 明治前期

猪爪村	奈佐路村	竹貫村	万劫村	万場村
宿八総 代村代 南村中・谷村 村奈佐路・八 三猪 谷代爪計	国日八八総 府高代代 村村村 村村村 上鶴藤 郷岡井路計	神中港日八市国国総 美筋高代場府国総 村村村村村 村村村 尾引瀬鶴奈佐 袴引瀬鶴奈佐 狹野戸岡路	西西総 気村氣 水口・山田・万 場・稲葉 劫計	清西西総 滝気気 村村村 名水万 色口場計
二四六 一一五八	一一八〇〇 四〇〇	二一一一 一三	一三四九 一五	六四七五 六一四
一八二 一六三・九二 一・三三・三三 二・三一・三三 一・八一	二二〇・九〇 一八二・四〇 二一・四二 二六・五〇 四一・〇〇	二五五 二七・九一 二二・八二 二・七三	二二〇・三〇 一六七・七一 六二・五二 二〇・九	二六四・四一 二五七・五〇 四・二〇 四・七〇 二・七
〇〇七 一八九 〇〇三	〇二五 八二六 〇二六	一〇三 二〇三 二二五	二七二 七二〇 二〇八	一〇〇 九七四 〇〇〇

表10 明治30年自小作別農家戸数(兵庫県統計書)

	総反別	%	自作	%	小作	%
城崎郡	10,916	100.0	4,170	38.2	6,746	61.8
出石郡	4,197	100.0	1,227	29.2	2,970	70.8
美方郡	7,004	100.0	2,719	38.8	4,285	61.2
養父郡	8,187	100.0	2,148	26.2	6,039	73.8
朝来郡	4,676	100.0	1,041	22.3	3,635	77.7
但馬計	34,980	100.0	11,305	32.3	23,675	67.7

村別所有者調査表(表9)によると、伊府村・猪子垣村・竹貫村などは半数内外は他村の人が農地を所有している。比較的よく自村の土地を自村の人が所有している村々は、久田谷村・上石村・万場村・万劫村・奈佐路村・猪爪村などであろう。この調査表によってみると、竹野村・豊岡町、港村・神美村・中筋村などの人も土地を所有し、地主となっていることがわかる。

以上一部の村々の小作地率・小作戸数・階層構成・村別土地所有者調査によって地主制の発展を眺めたが、このような地主制は昭和二十二年の農地改革が実施されるまで存続するのである。